

横須賀市立学校給食室空調整備業務委託
受託事業者選定プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月

横須賀市教育委員会事務局

教育総務部 学校管理課

1 目的

近年の気温の上昇により、給食調理室の労働環境は過酷であり、熱中症のリスクが高い状況にあることから、横須賀市（以下、本市という）市立小学校、ろう学校、養護学校の給食調理室及び関連諸室に空調設備を出来る限り早期に全校へ整備することで、給食調理員の労働環境と食材の衛生管理の質の向上を図ります。

通常の工事発注による整備では、事前の調査や設計業務に時間を要することから、現場調査、コスト面や工事の負担を考慮し、各校に適した整備方針の決定、空調機器の調達、施工までを一体で発注することとし、事業実施にあたっては設計、施工等の専門知識や実績、スキル、ノウハウが必要となることから、プロポーザル方式を採用することで、業務の品質を担保できる事業者を選定します。

2 業務概要

（１）業務名称

横須賀市立学校給食室空調整備業務委託

（２）業務内容

別紙「横須賀市立学校給食室空調整備業務委託 要求水準書」のとおり

（３）履行期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

※プロポーザルの提案は最大で３年の履行期間とし、２年目以降の契約については、提案に基づいた予算が議会で承認され、かつ受注者、発注者双方が合意した場合、随意契約できるものとします。

（４）提案上限額

初年度 320,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（５）事務局

横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 施設整備担当

住所：〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

Tel：046-822-9693（直通）

E-mail：sf-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp

3 参加要件

（１）参加条件

提案への参加には、以下の条件をすべて満たしていること。

- ① 募集の趣旨を十分理解し意欲があり、信義に従って誠実に履行できること。
- ② 「かながわ電子入札共同システム」への登録、及び横須賀市競争入札参加資格の登録を令和７年６月１日までに完了、もしくは完了出来る見込みであること。（登録する業種は問いません）
- ③ 空調機器整備の計画、設計、調達、設置施工、いずれかの業務を遂行した実績があること。
- ④ 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑤ 「要求水準書」に示した全ての内容が実現可能であること。

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号および横須賀市暴力団排除条例に掲げる暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑦ 本手続きへの参加の希望を表明する書類の提出の時点において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑧ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ⑨ 日本国内において、本社を設置する法人であること。

※「かながわ電子入札共同システム」への登録、及び横須賀市競争入札参加資格登録の手続きについては、「かながわ電子入札共同システム（資格申請システム）」のホームページ、または横須賀市ホームページ「入札・契約制度に関する情報」をご確認ください。令和7年6月1日までに登録を完了するには、電子申請受付締切が令和7年5月1日（木）、提出書類受付期限が令和7年5月2日（金）となっていますのでご注意ください。

（2）参加申込方法

以下の書類を事務局あて電子メールで提出してください。

①（様式1）参加申込書

（3）申込締切

令和7年5月2日（金）

（4）合否通知

提出書類を審査した上で、1次選考への参加の可否を令和7年5月7日（木）までに電子メールで通知します。

4 実施概要

（1）選考方法

以下の選定を経て、最終的に受託事業者を決定し、契約交渉を行います。

① 参加申込（参加条件審査）

参加申込をした事業者が参加条件を満たしているか審査します。

② 選考（提案評価）

参加条件審査に合格した事業者からの提案書とプレゼンテーション内容の評価を行い、受託候補者を選定します。

（2）スケジュール

内容	期日等
（1）公告	令和7年 4月16日（水）
（2）質問受付期限	令和7年 4月30日（水）17時（必着）
（3）質問・回答内容の公表	令和7年 5月2日（金）9時（予定）
（4）参加申込書の提出期限	令和7年 5月2日（金）17時（必着）
（5）参加資格審査結果通知	令和7年 5月7日（水）
（6）現地説明会	令和7年 5月9日（木）～13日（火）

(7) 現地説明会質問・回答内容の公表	令和7年 5月15日(木) 15時
(8) 企画提案書の提出期限	令和7年 5月26日(月) 17時(必着)
(9) プレゼンテーション実施	令和7年 5月29日(木)
(10) 選考結果通知および事業者決定	令和7年 6月2日(月)

5 質問

(1) 日程

質問受付期限：令和7年4月16日(水)～4月30日(水) 17時00分

質問・回答内容の公開：令和7年5月2日(金) 9時(予定)

(2) 質問方法

(様式3) 質問票に質問事項を記載し、事務局へ電子メールで提出してください。提出後は電話連絡(046-822-9693)により受信確認をお願いします。なお、この方法以外による質問及び質問期間外の質問は受け付けません。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、概ね3日以内(土日祝日を除く)に電子メールで行います。また、受け付けたすべての質問及びその回答は、質問公開日に本市ホームページ上に公開します。

(4) 現地の事前説明会の実施

参加決定となった事業者向けに、現地説明会を開催します。参加を希望する事業者は、令和7年5月8日(木) 12時までに事務局(横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課：046-822-9693)までご連絡をお願いします。空調整備対象校の中から2～3校をサンプルとして視察対象とし、市担当者が案内及び説明を行います。(給食提供の関係上、調理室内の見学はできない場合があります。)

なお、現地での説明が必要な事項は、「(様式3) 質問票」を用いて説明会の前日までにご提出ください。提出された質問への内容は、5月15日(木)に公表します。

(5) 留意事項

- ① 質問受付期限を過ぎての質問、電話や来訪等への対応は、理由の如何を問わず受け付け出来ません。また、現地説明会以後の追加質問も受け付け出来ませんのでご注意ください。
- ② 質問内容や量によって回答に時間を要する場合があります。
- ③ 事業者選定の公平性を保つため、質問の内容によっては、回答できない場合があります。

6 選考(提案評価)

(1) 提案書類の提出

① 提出書類及び部数

以下の書類を紙及び電子媒体(CD-R等)で提出してください。

No.	書類	部数	備考
1	提出文	1 部	任意様式
2	提案書 サマリー	10 部	A 3 1 枚
3	提案書一式	10 部	A 4 縦 30 ページ以内
4	貴社の情報（会社概要、財務状況等）	1 部	任意様式
5	上記、No. 2、3 の電子データ	1 式	電子媒体

※用紙のサイズは日本工業規格

② 提出方法

事務局あて簡易書留郵便（定形外郵便物の制限を超える場合はゆうパック）にて送付してください。

③ 提出期限

令和 7 年 5 月 26 日（月）17 時 00 分必着

④ 留意事項

公平性、透明性を確保する観点から提案書には、事業者名及びロゴ等による表現はせず、文章のほか図表等を用いて簡潔かつ明瞭に記載してください。また、提出期限後の提案書の修正は一切認めません。

（2）プレゼンテーション

① 日程

令和 7 年 5 月 29 日（木）※会場は参加対象者に別途お知らせします。

② 内容

1 事業者あたり準備撤収から質疑応答を含め 30 分以内（準備 5 分、プレゼンテーション 10 分以内、質疑応答 10 分以内、撤収 5 分）を予定しています。なお、プレゼンテーションは非公開で行います。

③ 出席者

出席者は 4 名以内とし、本事業を統括する責任者が主に説明を行うこととします。なお、社員証を持参してください。

④ 機材の準備

本市で、電源、外部モニター及び外部モニター接続用 HDMI ケーブルを用意しますので、その他必要な機材は提案者側で用意してください。

⑤ 辞退

参加申請後、都合により参加を辞退する場合は、「（様式 2）参加辞退届」により参加辞退の旨を書面で申し出てください。

(3) 評価項目及び評価点

評価項目			配点割合	配点割合
実施体制・計画	① 経営状況 (事業の継続性)	事業完了まで、継続した経営が見込める財務状況となっているか。適切なリスク管理等が行えるか。	80	10
	② 業務実績	行政又は民間の発注者向けに空調整備を行った実績があるか。		10
	③ 施設運営 (人員・組織等)	提案内容を実施できる組織体制となっているか。		10
	④ 市内事業者の活用	建設業法上の工事にあたる業務において、市内事業者を活用する計画となっているか。		40
	⑤ スケジュール	機器の調達等において、現実性のあるスケジュールが提案されているか。		10
提案内容	① 整備計画 (完了時期)	対象校全ての整備を何年度に完了する予定となっているか。	120	30
	② 整備計画 (進捗)	予算上限のある令和7年度の整備予定校数、次年度以降の整備予定が適切なものになっているか。		10
	③ 学校への配慮	学校での施工計画において、給食の提供や学校行事、授業等への影響が最小限となるよう工夫されているか。		30
	④ 事業費	全校に空調を整備するための費用を抑制するための工夫がなされているか。		30
	⑤ ランニングコスト	空調機器設置後の保守、法定点検等で必要となる費用を事前に示しているか。		10
	⑥ 追加提案	上記の評価項目にない事項について加点をする。		10
総合得点			200	

(4) 選定

① 選定方法

上記の「選考基準」に基づき、提案書及びプレゼンテーション内容を評価し、最高評価点を得た事業者を受託候補者とします。なお、複数の事業者が最高評価点となった場合には、提案書において全校への整備事業費が最も低い事業者を受託候補者とします。

② 選考結果の通知日

令和7年6月2日(月)

③ 通知方法及び内容

選定結果は、受託候補者に電子メールで通知するとともに、本市ホームページに掲載します。

7 契約

(1) 契約締結

受託候補者は速やかに本市と契約を締結することとし、契約にあたっては本市契約規則及び業務委託契約約款を遵守してください。

(2) 契約条件

本事業は令和7年度と令和8年度以降の分割契約とします。なお、令和8年度以降分については、議会において本事業にかかる予算が可決され、かつ受注者、発注者双方が合意した場合に限り、プロポーザルにおいて選定された受託候補者と随意契約を締結する予定です。

8 留意事項

(1) 提出物

提出物は、理由を問わず返却しないものとし、本市の文書取り扱いに関する規定に従い、適切に取り扱うものとします。

(2) 費用負担

本プロポーザルの参加に係る費用はすべて事業者の負担とします。

(3) 法令順守

本事業の提案及び契約後の実施にあたっては、建設業法、建築基準法、その他の関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても適宜参考にしてください。

(4) 失格事項

提出書類に虚偽及び不正行為があった場合、直ちに失格とします。また、最終的に「要求水準書」に示した内容を満たしていないと判断した場合も失格とします。

(5) 次の場合には、受託候補者としての決定を取り消すことがあります。

ア 決定から使用許可までの間に、事業者の資金事情の変化等により、施設の設置又は運営の履行が困難であると本市が判断した場合

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと市が判断した場合

ウ 事業者が、当該要領1頁に示す応募者の資格要件に適合しなくなった場合